

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金 (駐車場・農地等再工ネ導入促進事業)

駐車場（ソーラーカーポート）編

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

※動画制作：NPO法人京都地球温暖化防止府民会議
(京都府地球温暖化防止活動推進センター)



「ソーラーカーポート」とは

屋根一体型



特徴

- ・「カーポートの屋根」が「太陽光発電パネル」
- ・両面で発電できるタイプもあり
- ・施工手数が少ない

屋根搭載型



特徴

- ・折版屋根の上に太陽光パネルを設置
- ・直射日光を遮断し遮熱性が高い
- ・落下物（雹など）に対してカーポートの屋根部の損傷が少ない



「ソーラーカーポート」の メリットは？

社屋や工場の屋根に太陽光パネルを
設置できない場合に会社敷地を有効活用！

既に屋根に太陽光パネルを設置している場合や
耐荷重の問題で設置が難しい場合に
駐車場を有効活用して太陽光パネルを設置することができます

他にもこんなメリットが・・・！

●エネルギー対策

- ・エネルギー価格高騰対策
- ・CO₂排出量削減対策
- ・自社の環境経営をアピール

●カーポートの効果

- ・車内の遮熱対策
- ・雨除け
- ・積雪対策

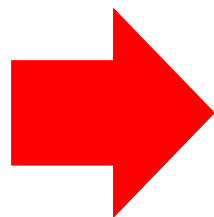
事業概要

駐車場等に「ソーラーカーポート」を設置する事業です。

ソーラーカーポートのみ



蓄電池



「ソーラーカーポート」の設置と同時に導入する「蓄電池」が補助対象となります。

蓄電池のみの申請はできません。

太陽光発電で発電された電力を、50%以上自家消費していただくことが必要です。
FIT制度による導入は本事業の対象外です。

既にある、建築物（カーポートを除く、社屋、倉庫、車庫等）の屋根や庇等に新たに太陽光発電を導入する場合は、対象となりません。

カーポートとは…一般的に柱と屋根だけで作られている壁やシャッターの無い簡易車庫のことです。

補助対象者

京都府内において、

事業を行う個人又は法人（国及び地方公共団体は除く）であること。

個人の住宅等に設置する場合は対象ではありません。

補助対象事業

- 【1】 **京都府内の駐車場等にソーラーカーポートを設置する事業。※駐輪場も可**
- 【2】 申請者の敷地内で**自家消費（50%以上）を目的とするもの。**
※ただし、自家消費割合が50%に満たない場合であっても、自家消費割合が30%以上かつ、発電した電力の50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、要件を満たしているものとみなします。
※固定価格買取制度（FIT等）による売電は対象外。
- 【3】 環境価値をJクレジット等で取引する場合も対象外。ただし、**余剰電力の販売は可**とする。
- 【4】 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。
- 【5】 豪雪地や、塩害影響地域では、耐久性を確保するための適切な対策をして設置すること。
- 【6】 市町村が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備保全させるための措置を講じること。

太陽光発電設備(ソーラーカーポート)

	一体型	搭載型	備考
モジュール	○	○	積載率（太陽光発電モジュール容量÷パワーコンディショナの最大定格出力）が1以上であることが望ましい。
基礎	○	○	カーポート柱を地面に固定するための最小限部分に限る。
架台・金具	－	○	
カーポート	○	○	太陽光発電モジュールの土台となるものに限る。
接続箱	○	○	
パワーコンディショナ	○	○	
配線	○	○	

蓄電池(定置用蓄電池)

定置用蓄電池	発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る。
--------	------------------------------

太陽光発電設備（ソーラーカーポート）

補助金額は、次のとおりです。

- ・ 設備導入費用（工事費込み、税抜） × 1 / 3
ただし、補助上限 200万円

蓄電池

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

設備導入費用（工事費込み、税抜き） × 1 / 3

ただし、以下項目のいずれか低い額が補助上限額

- ・ 蓄電容量※1 × 以下に定める蓄電池のkWh単価※2 × 1 / 3
- ・ 100万円※3

※1 蓄電容量については、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。

※2 家庭用規格（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：14.1万円/kWh

業務用規格（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：16.0万円/kWh

※3 災害時に地域で電力を提供する場合は、上限を200万円に引き上げます。

注意点① 建築確認申請

「ソーラーカーポート」は、建築基準法上の「**建築物**」に該当する場合があります、
該当する場合は**建築基準法に則った設計・施工・監理が必要**となります。

土地に自立して設置する太陽光発電設備は、建築物に該当しないものとされており、運用が異なりますので
ご注意ください。



実績報告書提出時、**「確認済証」(写)**をご提出ください。
建築確認申請が必要となる場合に当該申請をおこなっていないものは、補助対象とはなりませんので、
ご注意ください。
※**建築確認申請が不要な場合は、「建築工事届」の受理が分かる書類(写)**をご提出ください。

本事業の申請及び事業完了まで、本事業に係る全ての法令を遵守すること。

建蔽率及び容積率をご確認ください。

積雪の多い地域では、耐荷重にご注意の上、メーカー、施工事業者とよくご相談の上、導入してください。

沿岸部においては、塩害対応の仕様をご確認ください。

京都市内又は宇治市内で導入をご検討の場合、景観手続きの可否を、事前にご確認ください。

<京都市景観情報共有システム><https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>

不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課（075-222-3474）又は風致保全課（075-222-3475）

宇治市歴史まちづくり推進課（0774-20-8918）

まで、お問合せ下さい。

注意点② 補助対象外経費の例

- ・ 「建築確認申請」の申請手数料
- ・ 「登記事項証明書」の発行に係る手数料
- ・ ソーラーカーポート設置のために敷地や駐車場を整備した経費
- ・ ソーラーカーポートを設置した敷地の整備（舗装・車止め等）費用
- ・ ソーラーカーポートの付属設備の内、機能や安全を担保する設備以外の費用
- ・ 目隠しや、風除けのための「側壁」や「側面」の設置・施工費用
- ・ 「処分費」（工事残土（基礎工事分も含む）や既設設備の処分）
- ・ メンテナンス料、保険料等

※ 「諸経費」と記載されているものについて、内訳が不明な場合は、**全額「補助対象外経費」と判断します。**

※ 「値引き」については、**補助対象経費から値引きされたものか、補助対象外経費からされたものかを明確にしてください。明確でない場合、申請を受理できません。**

ソーラーカーポート導入ポイント

「ソーラーカーポート」の工期例

流れ	1	2	3	4	5	6	7	8
実 施 事 項	プランニング 現場調査	詳細設計 地盤調査	建築確認申請書類作成 (申請書類・図面・構造計算書等)	建築確認申請書類提出	検査機関 自治体による確認	確認済証受領	ソーラーカーポート建築工事	完了検査受検 検査済証受領 引渡し
概ね2～3ヶ月要する								

建築確認申請に係るその他の注意事項

○ 導入場所が「市街化調整区域」の場合

市街化調整区域では、建築物の建築等が厳しく制限されており、原則行うことができません。
ただし、都市計画法に基づき許可等を受けることにより、建築等が認められる場合があります。

(出典：京都府HP 京都府建設交通部建築指導課 より抜粋)

○ 導入場所が「都市計画区域外」の場合

建築確認申請が不要となる場合が多いですが、詳細は京都府内の土木事務所又は市町村の担当課にお問合せください。

○ 建築確認申請が不要の場合

建築基準法第15条及び建築基準法施行規則第8条より、
建築物を建築する場合は、建築確認申請が不要の場合であっても「建築工事届」を建築主事等に提出しなければなりません。

(該当建築物又は当該工事にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内である場合を除く。)

建築確認申請が不要な場合は、「建築工事届」の御提出をお願いいたします。

「交付申請時」にご提出いただく「添付書類」（駐車場）

- (ア) 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料
 - ☐ 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3カ月以内）
 - ☐ （個人事業主）の場合 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3カ月以内）
- (イ) ☐ 事業実施場所の登記事項証明（コピー可、発行後3ヶ月以内）
- (ウ) ☐ 付近見取図と現在の利用状況が判る図面・写真等
- (エ) 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類
 - ☐ 見積書
 - ☐ 上記書類に代わるもの
- (オ) 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料
（型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ）
 - ☐ 太陽光パネル （ ☐ 型式 ☐ 設備容量 ）
 - ☐ 蓄電池 （ ☐ 型式 ☐ 設備容量 ）
- (カ) 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料
 - ☐ 予定工程表
 - ☐ 上記書類に代わるもの
- (キ) ☐ 府税に滞納がないことの証明書
- (ク) ☐ 口座振替依頼書
- (ケ) ☐ **建築確認申請書の写し（受付印が押印されたもの）** 建築確認申請が必要な場合。
※建築確認申請が不要な場合は、建築工事届の写しの御提出をお願いいたします。
- (コ) 蓄電池設置事業を申請する場合
 - ☐ 蓄電池のパッケージ型番が、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが分かる書類
- (サ) PPA又はリースの場合
 - ☐ サービス料金又はリース料金から交付金額相当分又はその一部が控除されることが分かる書類

※その他審査に当たって必要な書類の提出を求める場合があります。

「実績報告書」提出時ご提出いただく「添付書類」（駐車場）

- (ア) 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（写）
- (イ) 経費の支払いを確認できる書類
 - ☐ 領収書(コピー可)
 - ☐ 上記書類に代わるもの（請求書と振込依頼書）
- (ウ) 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）が分かる次のいずれかの書類
 - ☐ 請負代金内訳書
 - ☐ 上記書類に代わるもの
- (エ) 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる次のいずれかの書類
 - ☐ 保証書、納品書又は出荷証明書、工事完了書
 - ☐ 上記書類に代わるもの
- (オ) PPA又はリースの場合、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる次のいずれかの書類
 - ☐ 事業者との契約書（メンテナンス項目が記載されている）
 - ☐ 上記書類に代わるもの
- (カ) 導入した太陽光発電設備の全体及び銘板が確認できる写真（カラー）
 - ☐ 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真
 - ☐ 「パワーコンディショナー」の設置後の写真
- (キ) ☐ **建築確認済証（写）**
- (ク) 導入した蓄電池の全体及び銘板が確認できる写真
 - ☐ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナー」「DC/DCコンバーター」の設置後の写真
- (ケ) 災害時に地域で電力を提供する場合
 - ☐ 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類

交付申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）＜必着＞

実績報告

以下のア・イのうちいずれか早い日までに提出ください。

- ア 補助対象工事完了日から60日以内
- イ 令和8年2月27日（金）

申請書・申請の手引きの入手先

京都府の以下のホームページからダウンロードで入手してください。

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）

https://www.pref.kyoto.jp/energy/carport_agripv.html

「交付決定」等の通知について

「交付決定通知」「交付額決定通知」等は、原則電子メールにて送付します。

申請方法

下記、窓口までご持参ください。来所される前に、ご一報ください。

問合せ及び交付申請書及び実績報告提出先

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）委託先

NPO法人京都地球温暖化防止府民会議
（京都府地球温暖化防止活動推進センター）

京都府太陽光発電設備導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）補助金窓口

場所（住所）

〒604-8417

京都府京都市中京区西ノ京内畑町41-3

電話：075-803-1129（平日 9時～12時、13時～17時）

E-mail: uul@kcfca.or.jp

駐車場（ソーラーカーポート）編（終）

ご視聴ありがとうございました